**使用の制限（有効期間等）について**

電気計器は，検定に合格したもので，かつ，検定証印等の有効期間内のものでなければ取引や証明には使用できません。計量法の第16条（使用の制限）では，次のことが禁じられています。

* 検定証印等が付されていないものを使用すること。
* 検定証印等の有効期間が経過したものを使用すること。
* 変成器とともに使用する電気計器の場合，同じ合番号が付されていない変成器とともに使用すること。

検定証印等の有効期間は電気計器によって次のように規定されています。

１．電力量計

イ．定格電圧が300V以下の電力量計・・・10年
（変成器と共に使用されるもの及びロ（2）に掲げるものを除く）

 ロ．定格電圧が300V以下の電力量計のうち、次に掲げるもの・・・7年

　　　　　　　　　　　　　　（１）定格一次電流が120A以下の変流器と共に使用されるもの

　　　　　　　　　　　　　　　　（定格一次電圧が300Vを超える変圧器と共に使用されるものを除く）

　　　　　　　　（２）定格電流が20A又は60Aのもの（電子式のものを除く）

　　　　　　　　（３）電子式のもの（イ及び（1）に掲げるものを除く）

ハ．イ又はロに掲げるもの以外のもの・・・5年

２．最大需要電力計・・・5年（ただし、電子式のものは7年）

３．無効電力量計　 ・・・5年（ただし、電子式のものは7年）